

様式第20号(第86条関係)

機 械 等 設 置 ・ 移 転 ・ 変 更 届

事業の種類		事業場の 名 称		常時使用する労働者数	
設 置 地			主たる事務所の所在地	電話 ()	
計画の概要					
製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数	種 類 等	取 扱 量		従事労働者数	
				男	女
参画者の氏名		参画者の 経 歴 の 概 要			
工事着手 予定年月日		工事落成予定 年 月 日			

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 4 「計画の概要」の欄は、機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 5 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から25の項まで(22の項を除く。)の上欄に掲げる機械等の設置等の場合に記入すること。

この場合において、以下の事項に注意すること。

- イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。
- ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあつてはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等にあつてはその名称を、焼結鉍等にあつては焼結鉍、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあつては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあつては粉じんとなる物質の種類を記入すること。
- ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉍の種類ごとに記入すること。

ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。

6 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。

7 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。

8 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ(延床面積及び階数)、設備の種類(空気調和設備、機械換気設備の別)及び換気の方法を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。

9 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。